

08 文部科学省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	080010	プロジェクト名	公立幼保連携型認定こども園における外部搬入容認事業	
要望事項 (事項名)	公立施設における外部搬入方式の容認について	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1005010	
提案主体名	安城市			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 文部科学省 厚生労働省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	<p>幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満三歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対して外部搬入による食事の提供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。</p> <p>「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定内容を保育所だけではなく、幼保連携型認定こども園への対応を要望するもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部搬入の容認事業」の認定を受け、給食センター方式による外部搬入により、0・1・2歳児の給食を提供している。</p> <p>子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際、現在は満3歳未満児について、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携型認定こども園へ移行することが困難になっている。</p> <p>そこで、公立施設については特区における実績を踏まえ年齢制限を撤廃することにより、幼保連携型認定こども園への円滑な移行を可能とすることを提案するもの。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	080020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	文化財保護法による史跡名勝天然記念物の現状変更に関する制限の緩和	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1008010	
提案主体名	鯉城うなぎ研究会			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>文化財保護法 125 条等により、史跡名勝天然記念物の現状変更が制限されているところ、許可権者が地域の活性化に資すると認める行為については許可できるようにしていただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>広島市には、広島城跡という「広島」の原初を物語る重要な史跡があるものの、その魅力を十分に活かしきれておらず、ヒロシマの顔としての世界遺産・原爆ドームのある平和公園のみが国際観光地というような状況に陥っている。</p> <p>例えば、広島が自然の川を堀として太田川河口デルタに築城された海城であることを啓蒙するための手段として、広島城の御堀を生簀としてウナギを養殖し、“鯉城うなぎ”を新たな広島食文化にするという形で地域の活性化を図ろうにも、文化財保護法第 125 条等の規制により、実現できない状況にある。</p> <p>よって、この状況を打破するため、文化財保護法第 125 条等の規制を緩和し、現状変更にあたる行為（現行制度では許可されない行為）であっても許可権者が地域の活性化に資すると認める行為については許可できるよう、規制緩和を求めるものである。</p> <p>この規制緩和により、史跡名勝天然記念物の有効活用が可能になり、「広島」築城の精神が見直され、425 年の太田川「広島」文明史が正しく評価される、といった効果が見込まれる。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	080030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	公立大学法人の知的財産権の出資 に対する規制の緩和	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1010010	
提案主体名	大阪市、大阪市立大学			

制度の所管・関係府省庁	総務省 文部科学省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>公立大学法人の行う業務は「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理」並びに「これに附帯する業務」に限定されている（地方独立行政法人法第21条、70条）。この規制を緩和し、特区の特例として認められた公立大学法人は、法人が自らベンチャー企業への出資を行うことを例外的に認めることを要望する。これにより、優れた研究成果（知財）をもってベンチャー企業として起業する場合に、大学が支援することにより、特区での地域活性化、成長戦略実現に資することとなる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>&lt;特例を設ける趣旨&gt; 大学発の有望な研究成果が産業化されることは地域社会の活性化にとって重要な役割を果たす。一方で設立間もないベンチャー企業は企業としての経営基盤が弱く、不安定な存在である。ベンチャー企業の社会的信用の補完として公立大学が出資を行うことは有用であり、公立大学法人がベンチャー企業に直接出資して、経済活動の活性化を図り、地域活性化の起爆剤となるように推進したい。</p> <p>&lt;出資の方法&gt;</p> <p>大学が保有する知財（特許）を大学発ベンチャー企業に現物出資する。</p> <p>現物出資に対する価格評価方法については、特許群の現物出資の場合はこれまでに要した特許費用及び開発経費の一部とする。特許群の一部現物出資についても、同様にこれまでに要した特許費用、今後の特許費用概算及び開発経費の一部から算出する。</p> <p>出資価格の適正評価については、顧問契約している特許法律事務所への評価依頼及び監査法人での評価依頼を元に大学の発明委員会にて審議して決定する。</p> <p>なお、出資の意思決定については、大阪市立大学産学官連携推進本部が大学発ベンチャー企業への支援が適当であるかを判断のうえ、本学役員会及び本学教育研究評議会における承認を得ることを必要とする。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	080040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	国際バカロレアの認定を受けた各種学校的一条校化に当たっての教育課程の要件緩和	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1028010	
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>
国際バカロレアの認定を受けたインターナショナルスクール（各種学校）が、学校教育法第1条に規定する「学校（一条校）」として認定を受けようとする場合には、教育課程の編成・実施について要件を満たしたものとするよう弾力化を求める。
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>
<p>文部科学省は国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育を推進しており、日本再興戦略（H26.6.14）では国際バカロレア認定校を2018年までに200校とする目標を掲げている。</p> <p>一方、海外の研究者やビジネスマンなど外国人高度人材を受入れるためには、子弟の教育環境の整備を図ることが必要である。</p> <p>そこで、日本人子弟の教育の選択肢を広げることによって、より多くのグローバル人材の育成を目指すとともに、外国人子弟の教育環境の整備を図ることによって、国際的に活躍できる人材を数多く確保し、世界と闘える地域を目指す。</p> <p>現状は、国際バカロレアを取得したインターナショナルスクール（各種学校）が学校教育法第1条に規定する「学校（一条校）」として認定を受けようとする場合、学習指導要領に基づくカリキュラムの設定などが制約となり、一条校に認定されることが難しくなっている。また、義務教育課程の日本人子弟を各種学校に通わせても、就学義務を履行したことになる。</p> <p>よって、国際的に認められる大学入学資格を取得することができ、かつグローバル人材の育成に資する国際バカロレアの認定を受けたインターナショナルスクール（各種学校）が一条校になろうとする場合には、教育課程の編成・実施の要件を満たしたものとするよう弾力化を求める。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	080050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1030080	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 文部科学省 厚生労働省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>① 保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するためとのことであるが、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の役割を持っているが、有期認定ではない。</p> <p>② 来年度から実施予定の子ども・子育て支援制度では、市町村では保育等のニーズ調査を行い、5年間の需給計画を策定し、県においてもそれを踏まえ5年間の計画を策定することとされていることから、あえて認定に有効期間を設定し、5年ごとに都道府県が需給状況に鑑みて判断する必要性は無いと考えられる。</p> <p>以上のことから、保育所型の有期認定は廃止すべきである。</p> <p>提案理由：</p> <p>①有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかもしれない」と不安に思うなどの支障がある。</p> <p>②保育所型のみ期限（5年を超えない範囲内）を定め認定することとされている規定を廃止し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ることができる。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	080060	プロジェクト名	農林水産業を基軸とした地方創生プロジェクト	
要望事項 (事項名)	廃校を活用した加工施設の整備に伴う財産処分の手続きの緩和	都道府県	熊本県	
		提案事項管理番号	1032050	
提案主体名	熊本県			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>国庫補助事業完了後10年以上経過した小学校等の廃校を、農林水産業の振興などの公益性の高い用途に利用する場合は、有償での貸付や譲渡等の財産処分の手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>&lt;背景&gt;</p> <p>少子化に伴う児童生徒数の減少等により、特に中山間地域等においては、廃校となる小、中学校の施設が多く発生している。このような廃校は、貴重な地域資源であり、地域の実情に応じて大いに活用することが望まれている。</p> <p>中山間地域においては、農林水産業は基幹産業であり、この廃校を地域の農林水産物を利用した加工施設等に活用し6次産業化を推進することで、地域の農業者等の所得の向上や仕事場の創出にも繋がることが期待される。</p> <p>※ 熊本県の小、中、高校の廃校数は、平成16～25年度の10年間で196校</p> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <p>廃校を活用する場合の財産処分の手続きについては、既に大幅な簡素化や弾力化が行われているものの、有償で貸付や譲渡等を行う場合は大臣への承認申請となっている。</p> <p>このため、国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校を公益性の高い用途に利用する場合については、有償であっても貸付や譲渡等の財産処分の手続きを大臣への承認申請から報告事項にする。</p> <p>これにより、更なる廃校の利活用や、廃校を活用した農林水産物の加工施設の整備による6次産業化を推進することができる。</p>



08 文部科学省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	080070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大学獣医学部の設置の認可	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	1033010
提案主体名	愛媛県 今治市		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>●具体的事業の実施内容</p> <p>獣医師養成機関の空白地域である四国（愛媛県今治新都市）に新しい大学獣医学部を設置し、四国地域の獣医療技術レベルの向上はもとより、国際的な信頼を得られる獣医療技術レベルを目指すため、「危機管理支援」、「二次診療・高度獣医療」、「卒後教育・人材育成」の三大機能を有し、従来型の獣医師養成教育にとどまらず、「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の議論のまとめ」にもある社会的ニーズへの対応も踏まえた、『新たな獣医療教育体制』を整える。</p> <p>●提案理由</p> <p>◎『新たな獣医療教育体制』を目指す新しい大学は、四国ゾーンにおける人獣共通感染症等に対応する危機管理の支援として、地域の特性に応じた「広域的な地域危機管理の支援拠点」となる。</p> <p>また、動物診療に対する高度化・専門化が進んでいる中、グローバル時代に対応した国際水準の獣医療技術レベルへの向上を目指した、「最先端の動物二次診療・高度獣医療の拠点」となり得ると共に、現役獣医師の知識や技術の「国際水準に通じた卒後教育拠点」となる。</p> <p>さらに、「協力者会議の議論のまとめ」において、「獣医師養成機関の全国的な配置について意を用いる」とされているところである。</p> <p>◎社会的ニーズとして、持続的経済成長戦略のキーとなる規制緩和と新規経済成長産業の開発・育成を考えると、IPS細胞に代表されるライフサイエンス分野を支える獣医師の育成が不可欠である。新しい大学は、疾病の防止・公衆衛生の進展など人間の健康の確保に寄与する獣医学の知見の有用性を背景に、ライフサイエンス分野で活躍できる「優秀な人材や研究者及び教育者を養成する拠点」となる。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第26次 検討要請

管理コード	080080	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	1037010	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>■私立幼稚園の設置認可等権限の移譲</p> <p>私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を大阪府から大阪市へ移譲する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせた行政サービスを提供する必要がある。</li> <li>・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新制度に移行する私立幼稚園の教育標準時間認定子どもに対する施設型給付費に関する事務や「認定こども園（幼保連携型）」の認可については政令指定都市及び中核市が行うこととなるが、私立幼稚園の認可については、都道府県の認可権限となり権限・窓口が二元化することとなる。</li> <li>・当該地域における住民・利用者のニーズに的確に対応し、子ども・子育て支援新制度の趣旨である質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するために、私立幼稚園の設置認可、指導及び補助金交付の権限並びに財源、私立幼稚園の認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会」の設置運営権限を大阪府から大阪市に移譲し、窓口、権限を一元化することが不可欠である。</li> <li>・なお、大阪市内の事業者からも、当該地域における住民・利用者のニーズに的確に対応するために、基礎自治体である大阪市に私立幼稚園に関する窓口、権限を一元化することが期待されている。</li> </ul>